



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第 200 号
令和 8 年 3 月 2 日
姫路市商工会

法律相談

事業のトラブル解決！

令和 8 年 4 月 15 日 (水)

● 時間：午後 2 時～午後 4 時

● 場所：姫路市商工会 本所 (姫路市夢前町前之庄 1434-15)

※ 相談希望の方は、事前に電話予約をお願いします (TEL : 079-336-1368)

税務相談

税務関係の事例についての的確にアドバイス！

令和 8 年 3 月 25 日 (水)

相談無料
秘密厳守

◆主な国税の納期限 (法定納期限) 及び振替日

[申告所得税及び復興特別所得税]

納期等の区分	納期限 (法定納期限)	振替日
確定申告	令和 8 年 3 月 16 日 (月)	令和 8 年 4 月 23 日 (木)
確定申告延納	令和 8 年 6 月 1 日 (月)	令和 8 年 6 月 1 日 (月)

[消費税及び地方消費税]

・個人事業者

納期等の区分	納期限 (法定納期限)	振替日
確定申告 (原則)	令和 8 年 3 月 31 日 (火)	令和 8 年 4 月 30 日 (木)

・法人事業者

確定申告分：課税期間終了日の翌日から 2 月以内

中間申告分・課税期間の特例適用のある方については、税務署へお尋ねください。

[法人税]

確定申告分：事業年度終了日の翌日から 2 月以内

中間申告分については、税務署へお尋ねください。

[源泉所得税及び復興特別所得税]

・納期の特例の承認を受けていない場合

源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月 10 日

・納期の特例の承認を受けている場合 (給与等特定の所得に限ります。)

1 月から 6 月までの支払分：7 月 10 日

7 月から 12 月までの支払分：翌年 1 月 20 日

※注

納付が定められた期限に遅れると、法定納期限の翌日から完納する日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

[相続税]

確定申告分：相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内

[贈与税]

確定申告分：翌年 3 月 15 日

□本 所	〒671-2103	姫路市夢前町前之庄 1434-15	TEL (079) 336-1368	FAX (079) 336-1130
□家島支所	〒672-0102	姫路市家島町宮 1900	TEL (079) 325-0629	FAX (079) 325-2359
□香寺支所	〒679-2151	姫路市香寺町香呂 204-1	TEL (079) 232-0570	
□安富支所	〒671-2401	姫路市安富町安志 1151	TEL (0790) 66-2696	

◆各種補助金の公募要領が公開されました

小規模事業者持続化補助金<一般型・通常枠>

【申請受付期間】2026年3月6日(金)~4月30日(木)17:00

【事業支援計画書発行の受付締切】2026年4月16日(木)

【補助率】2/3

【補助上限】50万円

※上記金額に、インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ、両特例対象事業者は200万円の上乗せ



小規模事業者持続化補助金<創業型>

【申請受付期間】2026年3月6日(金)~4月30日(木)17:00

【事業支援計画書発行の受付締切】2026年4月16日(木)

【補助率】2/3

【補助上限】200万円

※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ



事業承継・M&A 補助金

【申請受付期間】2026年2月27日(金)~4月3日(金)17:00

【事業の種類】「事業承継促進枠」、「専門家活用枠」、「廃業・再チャレンジ枠」、「PMI 推進枠」の4枠

※中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて事業承継に際しての設備投資やM&A・PMIの専門家活用費用等を支援する補助金です。



◆中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など。

日 程：原則毎週水曜日 午前10時~12時、午後1時~3時

※必ず事前予約をお願いします。

会 場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所

※ZOOM等を利用した相談も可

相 談 員：中小企業診断士 荒木 慎吾 氏

◆支所相談窓口のご案内

各支所(香寺支所・安富支所)下記日程にて相談窓口を開設しております。
お気軽にご利用ください。

【香寺支所】火曜日・金曜日 午前9時~12時、午後1時~4時

【安富支所】月曜日・木曜日 午前9時~12時、午後1時~4時

相 談 員：藤岡 泰造 氏

青年部に入って同年代の繋がりを
作りませんか? 

◆入部資格

商工会に属する事業所の代表者、または事業に従事する役員又はこれに準ずる方で、年齢満45歳以下の方
入会ご希望の方は、上記QRコード
またはお電話(079-336-1368)にて
お気軽にお問い合わせください!!

安心 安全
国がつくった

小規模企業共済

経営者のための積み立て式退職金制度

小規模企業者のみなさま

POINT
1 将来の生活安定資金に
小規模企業者が、引退後の生活安定
資金を積み立てる制度

POINT
2 無理なく積み立て
掛金月額は1,000円から設定でき、
途中で掛金の増額・減額が可能

POINT
3 今の経営のサポートにも
掛金は全額所得控除、また共済契約
者貸付で事業資金等の借入れも可能



こんな方が
加入できます

個人事業主・フリーランス

小規模企業等の経営者・役員

個人事業の共同経営者

Be a Great Small.
中小機構

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済

検索

